

法人県民特例制度について

令和 7 年 10 月 28 日
奈良県税制調査会

法人県民税の特例制度は、法人県民税の法人税割に対し、地方税法の定める標準税率を超えた税率（超過課税）によって課税されている。当該特例制度は、昭和 51 年度の導入から 50 年が経過した。導入にあたっては、当初「社会福祉施設の整備」を、平成 3 年度からは、「社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備」を図ることを目的としている。また、課税期間としては、「令和 8 年 3 月 31 日までに終了する各事業年度分の法人税割」とされている。

そのため、本年度末において、課税期間の期限が到来することとなり、令和 8 年度以降の特例制度について、奈良県より意見を求められたため、検討を行い、県に対し提言を行うものである。

<特例制度の評価について>

この特例制度は、社会福祉施設や医療の向上を図る施設の整備を図ることを目的に実施され、これまで県内では多くの関係施設整備が行われてきた。

最近の 5 年間では、藤の木学園の整備をはじめとした障害福祉施設、児童福祉及び老人福祉の各福祉施設や奈良県立医科大学附属病院の医療施設整備などに充てられ、この間、障害者・老人福祉施設や放課後児童クラブ数が増加するとともに、奈良県立医科大学の整備が進んだ。

その結果、障害者や高齢者の生活環境、就学児童の放課後の育児環境などが充実し、これにより仕事と介護・育児・通院との両立がしやすい、労働環境の整備につながったと評価ができる。

また、今後の 5 年間についても高田こども家庭相談センターや新西和医療センターの移転整備をはじめとした関係施設整備が計画されており、当該特例制度にかかる財政需要が見込まれていることから、現在の取組を継続することが適当である。

なお、法人県民税の超過課税は、静岡県を除く 46 都道府県で実施されている。

<特例制度の税率について>

奈良県では、当該特例制度対象法人に対して、標準税率に 0.8% 上乗せした税率で課税している。

税収は令和 6 年度が約 5 億 7 千万円で今後も同程度で推移すると考えられているが、継続する物価高や米国による一連の関税措置の影響等、今後の税収動向について、社会・経済情勢を注視する必要がある。

一方、令和 8 年度以降も、社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備に財政需要が見込まれること、また、全国的には 44 団体の都道府県が同じ超過税率（0.8%）を採用

していることから、税率も現行のまま据え置くことが適当である。

なお、奈良県と全く同じ適用条件（超過税率 0.8%、資本金 1 億円又は法人税額 1 千万円超）である都道府県は、36 団体となっている。

<特例制度の使途事業について>

当該特例制度は、前述のとおり、社会福祉施設や医療の向上を図る施設の整備を目的としており、これまでに、特例制度により確保された財源を活用して、多くの関係施設の整備が行われていることから、制度趣旨に沿った役割を果たしてきたと考えられる。

なお、税率については前述のとおりであるが、税収額に対して使途事業の総事業費が大幅に上回る現状に鑑みれば、施設の整備規模を今後の人口減少などを適切に踏まえたものとするなど事業費の適正化に努めていく必要がある。

もとより、こうした特例制度の使途事業の範囲については、負担者である対象法人の納得が得られるものであることが重要であるが、現行の範囲となった平成 3 年度から約 35 年間が経過する中で対象法人に浸透し一定程度定着してきたものと考えられること、県内に居住する従業員の労働環境や消費者の購買環境の改善を通じて課税対象法人にもメリットが及びうること、全国 26 団体の都道府県において同様の使途に充当されていることなどを踏まえれば、当面は、現行の使途事業の範囲を維持することが適当である。その上で、使途事業の範囲については、その時々々の社会経済の変化に照らしつつ、望ましいものであるかどうか、引き続き不断の検証・検討を行っていくべきである。

<特例制度の見直し規定について>

事業の成果を定例的に把握するためにも、引き続き課税期間は 5 年間とし、5 年後には再び検討を行い、必要な措置を講ずることが適当であるが、さらに当調査会で議論されたように、税率や使途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、今回同様に課税期間が終了する年度より前の年度から評価・検討できる機会を設けることが適当である。